

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する

これまでの議論の整理（中間まとめ）（案）

（※）現時点のものであり、今後変更がありうる。

【目次】

I 基本的な考え方

II 各論

1. 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の機能強化

① 自立相談支援機関の機能強化

② 関係機関との連携

(2) 被保護者に対する自立支援

① ケースワーカーの役割及び関係機関との連携

② 自立支援プログラム等の各種事業

2. 就労支援のあり方

(1) 生活困窮者に対する就労支援

(2) 被保護者に対する就労支援

① 就労支援

② 被保護者に対する就労インセンティブ

3. 家計改善支援等のあり方

(1) 生活困窮者家計改善支援事業

(2) 被保護者に対する家計改善支援等

4. 子どもの貧困への対応

(1) 子どもの学習・生活支援事業

(2) 生活保護受給中の子育て世帯全体への支援

(3) 生活保護受給世帯の子どもが高校卒業後に就職する場合の対応

(4) 大学等への進学への支援

5. 居住支援のあり方

(1) 生活困窮者への居住支援

① 生活困窮者一時生活支援事業等

② 生活困窮者住居確保給付金

(2) 生活保護における居住支援等

① 保護施設

② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援

- 1 6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助
- 2 (1) 被保護者健康管理支援事業
- 3 (2) 医療扶助の適正化
- 4 (3) 医療扶助に関する都道府県等の関与
- 5
- 6 7. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携
- 7
- 8 8. 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等
- 9
- 10 9. 支援を担う体制づくり、人材育成等
- 11 (1) 生活困窮者自立支援制度における自治体支援及び人材育成
- 12 ① 都道府県や中間支援組織等による自治体支援
- 13 ② 人材養成研修
- 14 (2) 生活保護における都道府県等の役割等
- 15 ① 都道府県等の役割
- 16 ② 人材養成研修
- 17 (3) 居住地特例
- 18 (4) 生活保護の効果的・効率的実施
- 19 (5) 生活保護の不正受給対策
- 20

1 I 基本的な考え方

- 2 ○ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、生活困窮者等の自立を促進
3 するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。
4 以下「平成 30 年改正法」という。）の施行後 5 年間の施行状況を踏まえたこれまでの
5 取組及びその成果や課題、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により顕在化した
6 相談者層の複雑化・多様化等に適切に対応することが必要である。

- 7
8 ○ このため、今回の見直しの検討に当たっての基本的な考え方について、「平成 30 年
9 改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大に
10 による生活困窮への対応の経験も踏まえた課題への対応」の 2 つの観点から整理した。

11 12 （平成 30 年改正等による両制度の発展と課題への対応）

- 13 ○ 「平成 30 年改正等による両制度の発展と課題への対応」については、平成 30 年
14 の改正以降、就労準備及び家計改善に関する各支援策の実施自治体数は増加したが、
15 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の両制度それぞれで更なる実施率の増加が
16 必要であるとの指摘がある。また、対象者が制度間を移行した場合の支援の継続性
17 の確保や社会資源の有効な活用も課題となっている。

18 さらに、各行政機関や地域の関係機関との調整や、計画的な支援を行うための制
19 度的枠組みの創設及び強化、また、居住支援のニーズの多様化への対応、子育て世
20 帯全体への支援の推進等のためのセーフティネットの一層の強化についても検討
21 していく必要がある。

22 23 （新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応の経験も踏まえた課 24 題への対応）

- 25 ○ 「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応の経験も踏まえた
26 課題への対応」については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、相
27 談者数が急増するとともに、個人事業主、外国人、若年層等相談者層の複雑化・多
28 様化が見られた。そのため、生活福祉資金貸付の特例措置や住居確保給付金の対象
29 拡大・特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の創設等の様々
30 な支援策を講じてきた。こうした対応は、コロナ禍において生活困窮者の生活の下
31 支えに大きな役割を果たした。

32 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、我が国の経済・社会活動は大きな影
33 響を受けたが、その影響の大きさに比して、平成 20 年の世界金融危機（リーマン・
34 ショック）当時ほどの被保護者数の増加は見られなかった。このこと背景には、
35 上記の支援策等による一定の効果があったと考えられる。

36 一方で、自立支援の現場からは、一時的な生活支援への対応に追われた結果、従
37 来の伴走型支援の実践が難しくなったとの声も上がった。

38 今後は、こうした特例的な給付・貸付等を始めとした一時的な生活支援の成果や
39 そこから見えてきた課題も踏まえつつ、様々な状況下において対応可能な生活再
40 建・自立に向けた伴走型支援を実現していく必要がある。

- 41
42 ○ こうした課題を踏まえ、相談支援機能の強化、就労・家計・居住・子ども等各種課

1 題への対応や医療扶助の適正化にも取り組むとともに、生活困窮者自立支援制度・生
2 活保護制度間の一体的な支援・連携強化による切れ目のない支援の実現を図る観点か
3 ら議論を行ってきた。これまでの主な議論を踏まえ、現段階における具体的な対応の
4 方向性等については、「Ⅱ 各論」において整理する。

- 5
6 ○ なお、この中には、速やかに着手可能な項目だけではなく、中長期的な検討を要す
7 るもの、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等
8 様々なものが含まれている。また、制度化に当たっては、実施主体となる自治体や関
9 係省庁との調整が必要なものも多く含まれている。

10 今後、法制上の措置が必要な事項については、現段階におけるこの整理の方向性も
11 踏まえながら、制度化に向けた実務的な検討や自治体、関係省庁との調整等をさらに
12 進め、結論が得られた事項について、対応するとともに、法制上の措置によらず、運
13 用で対応できる事項については、可能なものから順次対応していくなど、必要な対応
14 を講じていくべきである。

15 16 Ⅱ 各論

17 1. 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方

18 (1) 生活困窮者自立相談支援事業の機能強化

19 ① 自立相談支援機関の機能強化

20 (現状・課題)

- 21 ○ 自立相談支援機関の新規相談受付件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は
22 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加し、個人事業主やフリ
23 ーランス、外国人、若年層等の新たな相談者層が顕在化した。
- 24 ○ そのため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、オ
25 ンライン相談等の ICT を活用した支援を行ったり、プラットフォームの設置による
26 民間の支援団体との連携体制を構築したりするなどの実践事例も見られている。
- 27 ○ 他方で、自治体では、生活困窮者自立支援制度が生活困窮者のみならず民間団体
28 等の支援者にも十分に知られていないとの指摘や、制度に関する情報が分かりにく
29 い、情報発信が不十分といった指摘もあった。
- 30 ○ 自立相談支援機関の体制については、平成30年改正法により生活困窮者に対する
31 自立の支援を行うために必要な人員配置が自治体の努力義務とされたこと、また、
32 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で新規相談受付件数が急増したことで支
33 援員の負担が過大となったこと等を背景に、相談支援員等の従事者の総数は増加し
34 たものの、人口10万人当たりの平均支援員数を人口規模別にみると、人口10万人
35 以上の自治体で全体平均よりも低くなっている。また、各種支援員の専任の割合は

1 約4割～5割にとどまっている。

2 ○ 自立相談支援事業の運営形態については、約7割の自治体が事業を社会福祉協議
3 会等に委託して、又は直営と委託を組み合わせで運営している。その委託先の調達
4 方法については、企画提案を考慮して調達している自治体の割合は約3割で、その
5 ほとんどが「事業内容に関する実績・能力」を選定基準としている。次いで「理念・
6 基本方針、事業計画の策定」が多く、「人材の確保・育成」等の職員の質に係る項目
7 を基準としている場合もある。企画提案を考慮して委託している自治体の相談支援
8 状況については、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも、企画提案を考慮し
9 ていない自治体より平均件数が多い。

10 (対応の方向性)

11 ○ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の理念に基づく支援を実現する
12 ためには、支援実績や支援の質等を考慮した適切な人員体制の確保や支援員の処遇
13 の改善が重要であり、そのような人員体制等を確保できるようにするための仕組み
14 を構築していくことが必要である。また、全国どこでも一定の質の相談支援を行う
15 ことができるよう、都道府県や中間支援組織等による支援や、人材育成をより一層
16 強化していくことが必要である。

17 ○ 自立相談支援事業の委託先の選定方法については、良質かつ多様な委託先を確保
18 するため、好事例の把握等を進めながら、例えば、ガイドラインを示すなど更なる
19 方策を講じていくことが必要である。

20 ○ また、支援を必要とする生活困窮者が誰でも必要なときに生活困窮者自立支援制
21 度を利用できるようにするため、相談窓口や各種支援制度の存在等についての効果
22 的な広報や認知、相談へのアクセスを高めていくための取組を一層進めていく必要
23 がある。その際は、若年層に対する効果的な方策として、オンラインツールや SNS
24 等の多様なチャネルを活用することも有益である。また、今後、モデル的な好事例
25 の把握やその横展開等、各機関の創意工夫を引き出す方策を検討していくことが必
26 要である。

27 ○ また、生活困窮者からの相談に効果的に対応できるようにする観点からも、自立
28 相談支援事業における ICT の利用促進を図るための方策等について検討していくこ
29 とが必要である。その際は、個人情報への取扱いやオンラインの特性を活かして広域
30 的に支援を実施する場合の関係自治体間の調整のあり方も整理していくことが必要
31 である。

32 ② 関係機関との連携

33 (現状・課題)

34 ○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による相談者層の変化に対応するため、
35 行政機関内では、障害福祉、ひとり親、高齢者福祉、税・保険部局、住宅、雇用・産

1 業等幅広い分野と、行政機関以外の機関では、社会福祉協議会に加え、法テラス・
2 弁護士等、フードバンク活動団体等との新たな連携の強化が見られた。また、社会
3 福祉法人における食事の提供支援等を行う「地域における公益的な取組」との連携
4 事例も見られた。

- 5 ○ 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケ
6 ースの情報共有や、地域における必要な支援体制についての検討を円滑にするため、
7 自治体は、庁内の関係部署や関係機関、関係団体等で構成される支援会議を設置す
8 ることができる（生活困窮者自立支援法第9条第1項）。この支援会議を設置済みで
9 ある又は設置を予定している自治体は約4割にとどまっている。

10 支援会議を設置する効果としては、関係機関等の間での情報共有による生活困窮
11 者の早期発見や生活困窮者の支援に当たっての役割分担の促進が期待されており、
12 既に支援会議を設置している自治体の中には、関係機関等との連携体制を構築し、
13 包括的な支援の実施や地域課題の共有につなげているところもある。一方で、設置
14 していない自治体は、その理由として、「必要性を感じない」、「人員不足」等を挙げ
15 ている。

16 (対応の方向性)

- 17 ○ 多様な支援ニーズに対応するためには、地域包括支援センター、地域若者サポー
18 トステーション等の行政機関内で連携を図るだけでなく、NPOや社会福祉法人、
19 金融機関等の民間の関係機関や、地域のボランティアによる見守り活動、フードバ
20 ンクや社会福祉法人の「地域における公益的な取組」等のインフォーマルサービス
21 も含め、社会資源を広く活用するとともに、関係機関との連携を深めながら社会資
22 源を開拓し、地域全体として生活困窮者を包括的に支援できるようにしていくこと
23 が必要である。そうした取組をさらに推進できるよう、効果的な連携の事例や方策
24 の周知等に取り組んでいくことが必要である。

- 25 ○ また、コロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応や、相談者の抱える課題の
26 複雑化・複合化等を踏まえると、関係機関間で適切に情報共有を行い、アウトリー
27 チを含めた早期の支援につなげるためには、関係機関間の円滑な連携を進めていく
28 必要があり、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議は、その重要な基盤となるも
29 のである。

- 30 ○ このため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議については、将来的には全て
31 の自治体での設置を目指しつつ、当面は、努力義務化する方向で検討を進めていく
32 ことが必要である。ただし、その際は、支援会議を設置していない自治体が現時点
33 で多数存在している背景や理由等をさらに十分に把握等していくことが必要である。
34 その上で、その設置を促進していく上で効果的な方策や、必要な環境整備等につい
35 ても、並行して引き続き検討していくことが必要である。

36 (2) 被保護者に対する自立支援

1 ① ケースワーカーの役割及び関係機関との連携

2 (現状と課題)

- 3 ○ 福祉事務所のケースワーカーは、関係機関との連携を図りつつ、各種調査や保護
4 の決定・実施に加え、被保護者への相談援助・自立支援等を通じ、必要な各種支援
5 やサービスが利用できるよう総合調整（コーディネート）する役割を担っている。
- 6 ○ 現在、生活保護受給世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える
7 場合も多いが、他法他施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得
8 られていないという課題を感じているケースワーカーも多い。
- 9 このため、多様で複雑な課題を抱える被保護者に関する全て家族的機能や個別課
10 題解決のための専門的な相談支援）をケースワーカーが抱え込まざるを得ず、結果
11 として、被保護者及びケースワーカーの双方が個別の専門的な支援の枠組みから取
12 り残されてしまうおそれがある。
- 13 ○ また、被保護者に対する指導をケースワーカーのみが行うことを関係機関から求
14 められることが少なくないことも指摘されている。

15 (対応の方向性)

- 16 ○ 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対して個別の専門的な支援を行うためには、
17 福祉事務所やケースワーカーが、関係機関と円滑に連携し、適切に役割分担をしな
18 がら支援に取り組むことが不可欠である。こうした連携を今後改善、強化していく
19 ためには、福祉事務所と関係機関との役割を確認し、情報共有を適切に行った上で、
20 計画的に支援に取り組んでいけるようにしていくことが重要である。
- 21 ○ このため、多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関間での役割分
22 担を明確化した上で、被保護者の援助に関する計画を作成できるようにすることや、
23 計画の作成を始め、関係機関との間で多角的なケース検討に基づく支援の調整や情
24 報共有を十分に行えるようにするため、生活困窮者自立支援法や社会福祉法（昭和
25 26 年法律第 45 号）に基づく支援会議の例を参考に、会議体を設置できるようにす
26 る方向で検討を進めていくことが必要である。
- 27 ○ なお、計画の作成や会議体での情報共有の対象となる被保護者の範囲については、
28 その趣旨を踏まえ、複数の関係機関による緊密な連携による援助が必要と福祉事務
29 所が判断した被保護者とすることが考えられる。
- 30 ○ その際、福祉事務所のケースワーカーは、単にそれぞれの専門的支援を担う職員
31 を含む関係機関に支援を依頼するにとどまらず、被保護者世帯の各人の課題を把握
32 し、誰に対してどのような支援を行うべきかを判断した上で、関係機関と調整し、
33 その後の状況を把握し、状況の変化に応じて適切な支援・サービスにつなげていく
34 という、実質的なコーディネート機能を適切に果たしていくことが必要である。な
35 お、こうした計画の作成や会議の開催に関しては、関係機関がケースワーカーの業

1 務を理解し、連携の重要性を理解してもらうことも重要である。

2 ○ この計画や会議体については、導入の目的も踏まえつつ、計画に記載すべき事項、
3 会議体の運営方法、被保護者の同意のあり方を含め、どのような運用上の工夫をす
4 るべきか等、制度化に向けては引き続きさらに具体的な検討を進めていくことが必
5 要である。

6 ○ あわせて、計画の作成や会議の開催に当たり、事務を実施するケースワーカーや
7 自治体の業務負担に配慮する観点から、制度上の取組を求める程度や、社会福祉法
8 上の支援会議等の既存の取組をどこまで活用することが可能かといった点について
9 も、各種の取組事例等も踏まえつつ、検討を進めていくことが必要である。

10 ② 自立支援プログラム等の各種事業

11 (現状と課題)

12 ○ 生活保護制度の目的のひとつである「自立の助長」における自立の概念は、経済
13 的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられ、これら3つの自立が並列
14 の関係にあるとともに、相互に関連するものである。

15 ○ このような自立の概念に基づいて被保護者が抱える多様で複雑な課題に対応する
16 ため、平成17年より、自立支援プログラムが導入され、経済的給付に加え、福祉事
17 務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的として各種取組が行
18 われてきた。

19 ○ その後、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「平成
20 25年改正法」という。）により被保護者就労支援事業が法定化されたことに始まり、
21 被保護者就労準備支援事業や被保護者家計相談支援事業（現：家計改善支援事業）
22 が予算事業化され、さらに平成30年改正法により被保護者健康管理支援事業が法定
23 化された。現在、福祉事務所では、これらの事業を活用しつつ自立支援の取組が行
24 われてきている。

25 ○ 各自治体で策定している自立支援プログラムについて、一部の自治体では、経済
26 的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立の観点から、支援対象者の多様な
27 属性に応じたきめ細かな取組が行われているところもある。

28 その一方で、全体としてみると、就労等経済的自立に関するプログラムが多くを
29 占めており、日常生活自立や社会生活自立に関するプログラムを策定している自治
30 体や策定プログラム数は、相対的に少ない状況にある。

31 ○ また、就労支援事業等におけるKPIは、現状、「事業に参加可能な者の事業参加
32 率」並びに「事業に参加した者のうち就労した者及び就労による収入が増加した者
33 の割合」及び「『その他の世帯』の就労率」が指標として設定されており、日常生活
34 自立や社会生活自立に関する指標は設定されていない。

1 (対応の方向性)

- 2 ○ 自立支援プログラムにおける経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つの
3 自立の概念について、今一度、その趣旨や内容をしっかりと浸透させていくことが
4 重要である。日常生活自立や社会生活自立についても、自立支援プログラムを活用
5 した自立支援の取組を促し、プログラムを策定している自治体やプログラム数を増
6 加させるなど、被保護者への支援の充実を図っていくことが必要である。
- 7 ○ K P I の設定に関して、経済的自立だけではなく、3つの自立の概念を念頭に置
8 いた設定となるように検討していくことが必要である。

9 **2. 就労支援のあり方**

10 **(1) 生活困窮者に対する就労支援**

11 (現状と課題)

- 12 ○ 生活困窮者就労準備支援事業は、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対
13 し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である。平成
14 30年改正法により努力義務化した結果、令和3年度の実施率は約7割（令和4年度
15 には8割を超える見込み）となり、多くの事業利用者が就労に至ったほか、自立相
16 談支援事業等の他の事業のみを利用している者と比較すると、「自立意欲の向上・改
17 善」、「社会参加機会の増加」の変化幅が顕著に見られるなどの効果が確認されてい
18 る。
- 19 ○ 一方で、実施率は都道府県・市の約7割が実施しているのに比べ、福祉事務所設
20 置町村は約3割と低くなっている。実施しない理由としては、「予算を確保するのが
21 難しいから」と答えた自治体が最も多く、次いで「委託先となる事業者がない・
22 少ない」との回答が多かった。また実施について検討する場合、広域実施を「想定
23 している」と答えた自治体が約2割、「必要性を感じているが実施は難しい」と答え
24 た自治体も約2割であった。
- 25 ○ また、就労準備支援事業の利用につながらない背景として、交通費負担が困難で
26 あることが挙げられることから、就労準備支援事業の利用者に交通費の支給ができ
27 るようにすべきとの意見があった。
- 28 ○ 就労訓練事業は、社会福祉法人等が自主事業として実施する事業であり、一般就
29 労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を受け入れ、その状況に応
30 じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力
31 の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものであ
32 る。その事業が適切に実施されるよう、都道府県知事、政令指定都市の長及び中核
33 市の長は、就労訓練事業を行う者の認定を行うことができる。制度創設当初から、
34 認定件数や、管内に認定事業所が1つ以上ある認定主体自治体は着実に増加してい
35 るが、認定件数の累計は令和2年度までで約2千件にとどまっている。認定就労訓

1 練事業所の認定件数や利用件数を増やすために必要なこととして、4割以上の自治
2 体が「就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保」や「対象者と就労訓練事
3 業所のマッチングの支援」等と回答している。また、手続きが煩雑で事業所の負担が
4 大きいと、認定件数が増えないといった意見もある。

5 (対応の方向性)

- 6 ○ 就労準備支援事業の対象となるのは、引きこもりや長期間就労することが困難な
7 者等も含め、直ちに一般就労することが難しい方々である。こうした方々はどの地
8 域においても存在する。また、こうした方々へ本事業を提供していくことは、全
9 ての人々が相互に支え合う「地域共生社会」を実現していく観点からも意義がある。
- 10 ○ こうした中、自立相談支援機関においては、相談者の年代を問わず「就職活動困
11 難」に関する課題が多く見られる。こうした課題に対し、一般就労に従事する準備
12 としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する就労準備支援事業につ
13 ては、自立を支援する上で、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしてい
14 くことが望ましい。このため、就労準備支援事業については、必須事業化する方向で
15 検討を進めていく必要がある。
- 16 ○ ただし、その際は、就労準備支援事業を実施していない自治体が現に存在してい
17 る背景や理由等をさらに十分に把握等していくことが必要である。その上で、例え
18 ば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりする
19 ような小規模な自治体もあると考えられ、このような自治体に対しては、広域連携
20 による事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検
21 討を進めていくことが必要である。
- 22 ○ また、事業を実施する自治体を増やしていくことも重要であるが、事業の質の向
23 上を図っていくための取組も講じていくことも重要である。
- 24 ○ あわせて、地域における職業訓練の実施について議論する地域職業能力開発促進
25 協議会への生活困窮者自立相談制度担当部局の参画の推進をはじめ、労働関係施策
26 や障害者への就労支援等の関連制度との連携を進めていくことが必要である。
- 27 ○ 認定就労訓練事業については、その実施促進のために認定件数を増やしていくこ
28 とが必要であることから、社会福祉法人や経済団体への働きかけを含む制度のより
29 一層の周知・広報に加え、優先調達の仕組みの活用促進等を行っていく必要がある。
30 また、認定申請書類を真に必要なものに限ることにより認定手続きを簡素化すると
31 ともに、ニーズを踏まえた受入企業の開拓から就労後の支援対象者・受入企業双方
32 に対するフォローアップまで一貫して行うことができる体制を整備していくことが必
33 要である。
- 34 ○ 就労準備支援事業の利用促進に向け、事業利用時の交通費負担を軽減する仕組み
35 については、利用者個人に対する交通費を支給する場合には個別給付に近い形態に

1 なることや、他事業における交通費の取扱いとの均衡、事務を担う自治体・事業者
2 の負担、具体的な対象者や地域の範囲、公平な制度設計のあり方等の点に十分に留
3 意しつつ、例えば、地域の実情に応じた自治体の選択を可能とする方策等を含め、
4 どのような工夫ができるか、引き続き検討していくことが必要である。

5 (2) 被保護者に対する就労支援

6 ① 就労支援

7 (現状と課題)

- 8 ○ 被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助
9 言等の支援を行う被保護者就労支援事業（平成 25 年改正法により法定化）や、公共
10 職業安定所（ハローワーク）と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自
11 立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改
12 善を行う被保護者就労準備支援事業（予算事業）を実施してきた。
- 13 ○ これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っ
14 ているが、中には、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常
15 生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も
16 存在している。
- 17 ○ また、K P I として設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加
18 率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実
19 績値が目標達成には至っていない状況である。
- 20 ○ 就労に向けた一定の準備支援を行う被保護者就労準備支援事業は、現在任意の予
21 算事業であり、実施率は約 4 割にとどまる（生活困窮者就労準備支援事業の実施率
22 は約 7 割）。
- 23 ○ また、生活困窮者就労準備支援事業を利用していた者が保護受給に至った際に、
24 これまで関係を構築していた支援者とのつながりが途切れることで本人の自立に向
25 けた支援が途切れてしまうといった課題について指摘があった。

26 (対応の方向性)

- 27 ○ 対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、
28 社会生活自立等、アセスメントを丁寧を実施しつつ、就労に向けて徐々に自立支援
29 を行っていく取組を強化していく必要がある。
- 30 ○ 被保護者就労準備支援事業は、本人の生活にある程度深く関わることができ、日
31 常生活自立や社会生活自立に関する支援としても有効であることから、より多くの
32 被保護者が本事業による支援を受けられるようにしていく必要がある。また、制度
33 をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効な

1 活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を進めていくことが必要である。

2 ○ こうした観点を踏まえ、被保護者就労準備支援事業について、任意事業として法
3 定化するとともに、被保護者就労準備支援事業に代えて、生活困窮者就労準備支援
4 事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくことが必要で
5 ある。

6 ○ ただし、その際は、保護の実施機関が公的責任に基づいて被保護世帯の自立を一
7 貫して支援することができるよう、ケースワーカーによる事業の対象となる者の選
8 定、利用期間中のフォローアップや評価等、保護の実施機関の関与が担保されるよ
9 うにすることが重要であり、その方策や運用上の留意点等を含めて、制度化に向け
10 てさらに検討を進めていく必要がある。

11 ② 被保護者に対する就労インセンティブ

12 (現状と課題)

13 ○ 就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的として、平成 25 年改正法
14 により導入した就労自立給付金について、その支給率（働きによる収入の増加・取
15 得による保護廃止世帯に占める、就労自立給付金支給世帯の割合）は近年増加傾向
16 にあり、令和 2 年度は約 6 割となっている。

17 ○ 就労収入増加による保護廃止人員数を就労期間別にみると、最も多いのは就労開
18 始時点であり、次いで就労期間 4 ヶ月、3 ヶ月、5 ヶ月、6 ヶ月の順になっており、
19 就労期間 1 ヶ月、2 ヶ月の者は相対的に少ない状況にある。

20 一方、現行の就労自立給付金の支給額は、一律の最低給付額に毎月の勤労収入額
21 の一定割合を加えて算定するため、就労開始時点等より早期に保護を必要としなく
22 なる者に対する給付額が少なめになるという課題がある。

23 (対応の方向性)

24 ○ 生活保護を受給することになった者に対しては、就労・増収等を通じた自立への
25 意欲を喚起する取組を強化するため、保護廃止後の不安を解消できるようなインセ
26 ンティブとして、就労自立給付金を効果的に活用することが重要である。

27 ○ このため、被保護者の就労の実態を踏まえ、就労による自立に向けた後押しとし
28 て、就労自立給付金の支給額の算定方法について、早期に保護が廃止された場合の
29 最低給付額を引き上げるなどの就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方
30 向で検討していくことが必要である。

31 3. 家計改善支援等のあり方

32 (1) 生活困窮者家計改善支援事業

1 (現状と課題)

- 2 ○ 家計改善支援事業は、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に
3 把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な
4 資金の貸付のあっせんを行う事業である。就労準備支援事業と同じく平成30年改
5 正法によって努力義務化した結果、令和3年度の実施率は約7割（令和4年度には
6 8割を超える見込み）となっている。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に
7 より、令和2年度の利用者数は令和元年度と比べ約1.4倍に増加した。
- 8 ○ また、平成30年改正法において、自立相談支援事業と併せた一体的実施を促進す
9 るため、就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保
10 されている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げることとした。
- 11 ○ その結果、就労準備支援事業・家計改善支援事業の両事業を実施している割合は、
12 令和元年度は約4割であったところ、令和2年度は約5割、令和3年度は約6割と
13 着実に増加しており、両事業を実施している自治体の方が、そうでない自治体に比
14 べて、新規相談受付件数やプラン件数が多いとの効果があらわれている。
- 15 ○ 家計改善支援事業では、「家計の収支バランスが悪い」や「債務整理や滞納に関す
16 る課題を抱えている」といった相談者が多く、本事業の利用者については、自立相
17 談支援事業等の他の事業のみを利用している者と比較すると、「家計の改善」、「債務
18 の整理」という変化があった割合が顕著に見られるなどの効果が確認されている。
- 19 ○ また、家計改善支援事業の支援により生活福祉資金の貸付あっせん書の作成がな
20 された者のうち、社会福祉協議会において貸付が決定された者は約9割（令和2年
21 度）となっており、生活福祉資金の貸付判断に当たって家計改善支援事業の支援が
22 入っていることは大きな考慮要素となっているといえる。さらに、貸付あっせん書
23 に基づき貸付が行われた者に対して「償還開始後も、一定期間、伴走支援を行って
24 いる」、すなわち、家計改善支援事業の支援を継続している自治体は約4割（令和2
25 年度）となっており、生活再建に向けた丁寧な支援が行われている。
- 26 ○ なお、生活福祉資金貸付制度のうち、特に総合支援資金、緊急小口資金について
27 は、貸付の申込があった際には社会福祉協議会から自立相談支援機関へつないだり、
28 貸付決定から償還開始までの間に関係機関の間で情報交換を図ったりするなど、自
29 立相談支援事業と連携する枠組みになっている。
- 30 ○ さらに、家計改善支援事業による支援に当たって、本人の判断能力が不十分で日
31 常生活に支障が生じている場合や、本人保護等権利侵害の回復支援の視点から金銭
32 管理の支援が必要と考えられる場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活支援事
33 業や成年後見制度につなぐことが考えられる。成年後見制度については、今年3月
34 に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、「権利擁護支
35 援」の考え方が位置づけられた。同計画では「総合的な権利擁護支援策の充実」に
36 向け、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の

1 実施体制の強化に取り組むこととされている。

2 (対応の方向性)

3 ○ 家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談でも、特に高齢者において
4 「家計管理」に関する課題が多く見られること、またコロナ禍で顕在化した生活困
5 窮者の生活の立て直し等、収入・支出の両面から家計を可視化し、持続可能な家計
6 や自立を図っていく上での基礎となる支援であることから、全国どこでも必要な支
7 援を受けられるようにしていくことが望ましい。このため、家計改善支援事業につ
8 いては、必須事業化する方向で検討していくことが必要である。

9 ○ ただし、その際は、家計改善支援事業を実施していない自治体が存在している背
10 景や理由等をさらに十分に把握等していくことが必要である。その上で、例えば、
11 当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりするよう
12 な小規模な自治体もあると考えられ、このような自治体に対しては、広域連携によ
13 る事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検討を
14 進めていくことが必要である。

15 ○ また、事業を実施する自治体を増やしていくことも重要であるが、事業の質の向
16 上を図っていくための取組も講じていくことも重要である。

17 ○ さらに、生活福祉資金の貸付の際には、必要に応じて、貸付決定から償還等にも
18 家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげるなど、自立相
19 談支援事業だけではなく家計改善支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携の強化
20 や、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護
21 支援策との連携の強化を図っていく必要がある。

22 (2) 被保護者に対する家計改善支援等

23 (現状と課題)

24 ○ 被保護者家計改善支援事業は、世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被
25 保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検
26 討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言
27 等を行うものであり、現在、予算事業として行われている。

28 ○ 被保護者家計改善支援事業の令和3年度の実施自治体数は、77自治体（実施率：
29 約1割）にとどまっている。

30 ○ また、生活困窮者家計改善支援事業を利用していた者が保護受給に至った際に、
31 これまで関係を構築していた支援者とのつながりが途切れることで本人の自立に向
32 けた支援が途切れてしまうといった課題について指摘があった。

33 ○ 一方、被保護者の中には、依存症を抱えているなどの理由により、家計管理能力

1 に課題があり、生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者もいる。
2 このため、本人の同意の下で、預貯金の払戻しの支援や、生活保護費の分割振込み、
3 公共料金の支払代行、預貯金通帳の保管その他の日常生活費の管理支援等を行う金
4 銭管理支援に対するニーズは相当程度あると考えられる。

- 5 ○ 金銭管理支援は、対象者像や支援内容の面で、被保護者家計改善支援事業とは一
6 定の違いがある。このため、金銭管理支援を実施する場合は、個別支援プログラ
7 の一つとして金銭管理支援プログラムを策定した上で、直営又は委託事業として実
8 施している。

9 また、精神上的の障害等により判断能力が不十分な被保護者については、利用条件
10 が合えば、事業内容が類似する日常生活自立支援事業の活用も可能である。新規契
11 約締結件数のうち生活保護受給者が占める割合は、全体の4割以上に上っているこ
12 とに留意が必要である。

13 (対応の方向性)

- 14 ○ 被保護者家計改善支援事業は、家計に焦点を当てた個別的な働きかけを通じて、
15 家計改善の意欲、さらには生活力を高め、自力で家計管理を行うことを支援するも
16 のであり、本人をエンパワーメントすることにより生活の質の向上や自立に向けた
17 基盤づくりにも効果があると考えられる。

18 このため、より多くの被保護者が本事業による支援を受けられるようにする必要
19 がある。また、制度をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地
20 域の支援資源の有効な活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を図って
21 いくことが必要である。

- 22 ○ こうした観点を踏まえ、被保護者家計改善支援事業について、任意事業として法
23 定化するとともに、被保護者家計改善支援事業に代えて、生活困窮者家計改善支援
24 事業の中で、被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくことが必要
25 である。

- 26 ○ なお、その際は、保護の実施機関が公的責任に基づいて被保護世帯の自立を一貫
27 して支援することができるよう、ケースワーカーによる事業の対象となる者の選定、
28 利用期間中のフォローアップや評価等、保護の実施機関の関与が担保されるように
29 することが重要であり、その方策や運用上の留意点等を含めて、制度化に向けては、
30 さらに検討を進めていくことが必要である。

- 31 ○ あわせて、被保護者が必要に応じて金銭管理支援を受けることができる機会を確
32 保することが重要である。この点に関し、日常生活自立支援事業との関係も踏まえ
33 た上で、どのような取組が必要か、引き続き検討が必要である。

34 4. 子どもの貧困への対応

35 (1) 子どもの学習・生活支援事業

1 (現状と課題)

- 2 ○ 子どもの学習・生活支援事業では、生活困窮世帯の子どもや生活保護受給世帯の
3 子どもに対し、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活
4 支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施している。これにより、
5 単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援
6 等を通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うとともに、
7 本事業を入口とし、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで、世帯全体
8 への支援を行っている。
- 9 ○ 本事業の令和3年度の実施率は約6割で、人口10万人未満の自治体での実施率が
10 低い。本事業を実施する自治体では、学習支援は全ての自治体で行われている一方、
11 生活支援は約7割、教育・就労に関する支援は約5割の実施率にとどまる。
- 12 ○ 支援を受けている子どもの学年別の構成割合は、中学生が過半数を占め、高校生
13 以上は1割程度である。本事業の支援効果としては、参加した中学3年生の高校進
14 学率や高校生の中退率が全世帯平均値に近い実績となっていることが挙げられる。
- 15 ○ 本事業と関係機関・関係団体との連携状況については、小中学校や行政機関内の
16 他部局等と連携している自治体が多い一方、児童相談所等の専門機関や、フードバ
17 ンク、民間団体と連携している自治体は少ない。
- 18 ○ また、本事業の関連事業として、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律
19 第129号）に基づく「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」や、社会教育
20 法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動の一環として実施される
21 「地域未来塾」があり、自治体はこれらの事業を地域の実情に応じて組み合わせな
22 がら実施している。

23 (対応の方向性)

- 24 ○ 子どもの学習・生活支援事業において、不登校、ひきこもりやヤングケアラー等
25 の個別の課題を抱える子どもへの個別かつ長期的な支援を行うため、学校等と連
26 携したアウトリーチや、必要に応じて事業等の利用を促すための個別訪問による長
27 期的関わり、オンライン等を活用した各種支援を推進していくことが必要である。
- 28 ○ さらに、世帯全体への支援につなげる観点から、子どもや保護者に対する相談支
29 援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的
30 に行うよう求める方向で検討していく必要がある。また、その際、過疎地域に住む
31 子どもや成長過程で必要な体験の機会が少ない子ども、ヤングケアラー等、生活困
32 窮世帯の子どもが置かれる状況は様々であるが、本事業においてもこうした様々な
33 課題への対応が適切に行われるよう、その取組を評価できる仕組みを検討する必要
34 がある。
- 35 ○ また、高校生以上の世代に対して、特に中退防止・進路選択等の観点から、切れ

1 目のない相談支援をさらに推進するとともに、小学生に対する学習習慣育成のため
2 の支援を含む子どもや保護者の多様なニーズに対し包括的な支援や、本年の児童福
3 祉法（昭和 22 年法律第 164 号）改正で創設されたこども家庭センターを含む専門機
4 関や関係団体、民生委員・児童委員等の関連する他制度との連携をより一層強化す
5 るため、例えば、ガイドラインを作成し、関係機関との連携の必要性を示すととも
6 に、好事例を横展開していくことも必要である。

7 (2) 生活保護受給中の子育て世帯全体への支援

8 (現状と課題)

9 ○ 生活保護受給中の子育て世帯に対して教育・生活面で支援を行うため、現在、子
10 どもの学習・生活支援事業が、生活困窮者自立支援制度の事業として実施されてい
11 る。

12 生活保護世帯の子どもは、一般世帯と比べ、家庭で勉強を行う環境や、学習意欲、
13 教師や友人との関係、将来の進学に向けた意識等の面で課題を抱えているが、より
14 早期から支援者が関わりを持つことで、より高い支援効果が期待できると考えられ
15 る。

16 また、保護者自身も、周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情
17 報や支援が行き届きにくいという課題を抱えている。生活保護世帯では、保護者の
18 教育への意識が高いほど、子どもの学習態度が改善する傾向がある。

19 ○ 一方、福祉事務所は、子どもの教育面での支援に際し、子どもとの接触が難しい、
20 子どもの将来の自立に向けた取組の必要性について保護者と認識を共有できる程度
21 にまで信頼関係を構築する時間的余裕がケースワーカーにない、専門性が不足して
22 いるなどの課題も抱えている。

23 ○ このため、自治体によっては、自立支援プログラムにおける個別支援プログラム
24 や、子どもの学習・生活支援事業の活用により、教育支援を行う職員を配置した上
25 で、訪問等による子育て世帯全体への支援を実施しているところもある。ただし、
26 プログラムの策定自治体数及び策定プログラム数は限られている。

27 ○ 学習支援費については、平成 30 年度に運用が見直され、クラブ活動費用の実費支
28 給による給付として、被保護者からの申出により給付する仕組みとなったが、受給
29 実人数は、教育扶助受給人員数全体の約 1 割にとどまっている。また、福祉事務所
30 の中には、学習支援費に関する事前の案内を行っているところと行っていないところ
31 があり、前者の方が、受給実人数の比率が高くなっている。

32 (対応の方向性)

33 ○ 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、大学等への進学を含む進路選
34 択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
35 このためには、訪問等のアウトリーチ型的手法により、進学先を含む進路選択に向
36 けた環境を直接把握した上で、早期から支援者が介入し、子どもの教育に関する保

1 護者や子どもの理解の促進や、意識の喚起をすることが効果的と考えられる。

2 その際、支援の質の向上を図る観点から、当該分野の専門知識や経験を有する職
3 員が支援に参画することは重要である。また、こうした取組が全国的に広がってい
4 くよう、事業実施を促していくことも必要である。

5 ○ こうした観点を踏まえ、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、世帯の状
6 況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、訪問等により、学習環境の
7 改善、進学先を含む進路選択、奨学金の活用等に関する必要な情報の提供及び助言
8 を行う事業を実施する方向で検討を進めていく必要がある。その際、子ども向けの
9 居場所への参加促進等、子どもの学習・生活支援事業との緊密な連携を図る必要が
10 ある。

11 ○ これに加え、より早期の介入を目指す観点から、就学前の子どもがいる世帯が抱
12 える課題をケースワーカー等が把握した場合は、本年の児童福祉法改正で創設され
13 た子育て世帯訪問支援事業等の必要な支援につなげ、連携していくことも必要と考
14 えられる。

15 ○ 学習支援費の更なる活用を図るため、福祉事務所から学習支援費の支給対象世帯
16 に対して制度の活用に向けた周知が適切に行われるよう改めて徹底するとともに、
17 支給対象となり得る子育て世帯等に対する制度の事前の周知・広報にも積極的に取
18 り組んでいくことも必要である。

19 (3) 生活保護受給世帯の子どもが高校卒業後に就職する場合の対応

20 (現状と課題)

21 ○ 大学等への進学を支援するため、平成 30 年改正法で進学準備給付金を創設した。
22 これにより、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業し大学等に進学する際、
23 新生活の立上げ費用として一時金が給付される（自宅通学 10 万円、自宅外通学 30
24 万円）。

25 ○ 一方、高等学校等を卒業後に就職する場合は、就職地までの移送費や、就職支度
26 金（上限 32,000 円）が支給されるほか、本人の就職に伴い世帯全体で保護が廃止さ
27 れた場合は、就労自立給付金が支給される（3 万円～15 万円（単身 2 万円～10 万
28 円））。

29 ○ しかし、就労自立給付金は、現行制度上は、世帯を単位として保護廃止の決定の
30 際に支給されることから、就職後に世帯から転出して独立生計になり、新生活を立
31 ち上げる場合は、就労自立給付金が支給されない。

32 ○ また、保護廃止前の就労収入額を積み立てるという算定方法を踏まえると、仮に
33 就労自立給付金の支給要件を満たす場合でも、多くの場合で、支給額は最低給付額
34 にとどまるものと見込まれる。

1 (対応の方向性)

2 ○ 本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、
3 被保護者の自立の助長の観点から重要であるとの指摘もなされている。

4 ○ このため、大学等に進学する場合に進学準備給付金が支給されることとの間の均
5 衡を図る観点から、高等学校等を卒業後に就職し、本人が一人暮らしのために世帯
6 から独立した場合の新生活の立ち上げ費用に対する支援を検討する必要があるほか、
7 本人を含む世帯全体で保護が廃止される場合も、同様に支援を検討する必要がある。

8 ○ 具体的には、生活保護受給世帯の子が、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高
9 等学校等を卒業した後に就職し、一人暮らしのために世帯から独立したり、世帯全
10 体で保護が廃止されるような場合に、新生活の立ち上げ費用を補うため、高卒就職
11 者であれば初任給等の就労収入があることも考慮要素の一つとしつつ、就労自立給
12 付金の支給要件を見直し、一時金を支給できるようにする方向で、制度化に向けた
13 実務的な検討を進めていく必要がある。

14 (4) 大学等への進学の支援

15 (現状と課題)

16 ○ 生活保護世帯の大学、短期大学又は専門学校等（以下「大学等」という。）への進
17 学率は 39.9%（令和 3 年）であり、近年増加傾向にあるものの、全世帯平均（83.8%、
18 過年度生を除くと 75.2%）を下回る状況が続いている。

19 こうした点を踏まえ、大学等への進学を支援するため、平成 30 年改正法では進学
20 準備給付金を創設するとともに、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減
21 額しない措置や、被保護者家計改善支援事業を新たに実施した。

22 ○ 加えて、文部科学省の修学支援新制度が令和 2 年度から開始され、生活保護受給
23 世帯出身者を含む低所得世帯を対象に、授業料の減免の他に、給付型奨学金による
24 生活費の支給が行われている。

25 修学支援新制度には、年 2 回の定期採用に加え、家計が急変した場合に随時採用
26 を行う仕組みがあるが、さらに今年度からは、父母等による暴力等を理由に避難し
27 た場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう、運用が見直された。

28 ○ また、高校生のアルバイト収入等を学習塾の費用や大学の入学料等に充てる場合
29 には、収入認定を行わない措置が設けられている。この中には、受験料や交通費、
30 宿泊費も含まれている。

31 ○ 生活保護制度では、現在まで、一般世帯でも、①高等学校卒業後、大学等に進学
32 せずに就職する者や、②奨学金やアルバイト等で自ら学費や生活費を賄いながら大
33 学等に通う者がおり、これらのバランスを考慮すると、生活保護費を受給しながら
34 大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めることは困難であるとの考
35 え方から、生活保護を受給しながら大学等に進学することは認められていない。

1 (対応の方向性)

2 ○ 生活保護を受給しながら大学等に進学することについては、大学進学後の生活費
3 の支援は生活保護世帯及び一般世帯に共通する課題であることを踏まえ、生活保護
4 制度の内と外を横断するような形で、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新
5 制度等の教育に関する政策の中で幅広く検討すべき課題である。

6 ○ さらに、この点については、一般世帯にも奨学金やアルバイト等で学費・生活費
7 を賄っている学生もいる中、一般世帯との均衡を考慮する必要があること、仮に認
8 めた場合に相当数の大学生等が保護の対象となる可能性があること、我が国におい
9 て新規高卒者は今日においても重要な労働力であり続けており、高校卒業後直ちに
10 就労することも肯定的に捉えて考えるべきであること等を踏まえ、慎重に検討する
11 必要がある。

12 なお、コロナ禍等で困窮した大学生について、修学を継続しながら一時的に生活
13 保護を利用可能とすべきではないか、との意見もあった。ただし、こうした一時的
14 に期間を限定して保護費を支給する取扱いについては、生活保護制度上、全ての国
15 民は最低生活保障の必要がある限り期間を定めず保護を受けることができることと
16 されていること、また現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満
17 たせば、保護を受けることが可能であることに留意が必要である。

18 ○ 一方で、本人の自立助長のための手段の一つとしての大学等への進学を支援する
19 観点からは、本人の進学に向けた意欲等に早期から働きかけるための子育て世帯全
20 体への支援が重要である。このため、前述したとおり、生活保護世帯の子ども及び
21 その保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、
22 訪問等により、学習環境の改善、進学先を含む進路選択、奨学金の活用等に関する
23 必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施する方向で検討を進めていく必要があ
24 る。

25 ○ また、家計面では、大学等への進学までの間に必要となる各種費用を進学前から
26 予め準備しやすくするため、被保護者家計改善支援事業を活用した支援が有効と考
27 えられる。これに加え、大学等への進学をさらに支援する観点から、高校生のアル
28 バイト収入等を認定する際に除外する範囲に進学前に納付する費用である前期授業
29 料等を含めることも考えられる。

30 **5. 居住支援のあり方**

31 **(1) 生活困窮者への居住支援**

32 **① 生活困窮者一時生活支援事業等**

33 **(現状と課題)**

34 ○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、性別や年代を問わず住まい不安定に
35 関する相談が増加した。ホームレスは令和4年の実態調査で約3,500人確認された

1 ほか、知人宅やネットカフェ等様々な場所を行き来している不安定居住者が一定数
2 存在している。

3 ○ 生活困窮者一時生活支援事業においては、自立相談支援事業の巡回相談等により
4 住居に不安を抱えた生活困窮者へのアウトリーチを実施し、衣食住に関する支援を
5 行う「一時生活支援事業（シェルター事業）」と、シェルター事業に加えて一時生活
6 支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える低所得者に対して、入居支援や
7 訪問による見守り等を行う「地域居住支援事業」を実施している。シェルター事業
8 の実施率は約4割（令和3年度）で、そのうち地域居住支援事業を実施している自
9 治体は約15%にとどまる。

10 ○ シェルター事業を実施していない自治体の過半数は、今後も「実施しない」又は
11 実施するかどうか「未定」としている。その理由としては、「事業の利用者が見込ま
12 れない」との回答が多い。しかしながら、こうした自治体においても、「住まい不安
13 定」や「ホームレス」に関する新規相談が多く見られている。また、地域居住支援事
14 業を実施している自治体では、令和2年度に約2,500人に対して支援を行い、「社会
15 的孤立の防止」や「就労に向けた効果的な支援ができた」といった効果が見られて
16 いる。

17 ○ また、コロナ禍を契機に、不安定居住者に対する緊急一時的な居所の確保のニー
18 ズも顕在化した。住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者を対象とする
19 シェルター事業を含む既存事業では受入れが困難な場合があることから、現在、各
20 自治体や民間団体等による独自の取組で対応を行っている。

21 ○ さらに、社会構造の変化により今後も単身世帯が増加することが見込まれる中で、
22 住まいや地域での暮らしに課題を抱える独居の生活困窮者や高齢者の一層の増加が
23 懸念されている。そのため、住宅の確保から日常生活の支援、そして地域における
24 居場所の確保までの一連の支援の重要性がより一層増しており、こうした変化に対
25 応できる居住支援のあり方についての検討が必要という意見があった。

26 （対応の方向性）

27 ○ 「住まい」は就労を始めとする自立の前提であり、生活の基盤そのものであるが、
28 生活困窮世帯では、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに「住まい不安定」
29 につながるリスクがある。また、何らかの事情によって、こうした「住まい不安定」
30 に陥るリスクがある者はどの地域にも存在するものであり、シェルター事業及び
31 地域居住支援事業を未実施の自治体においても、何らかの潜在的ニーズはあると考
32 えられる。

33 ○ また、住まいに課題を抱える生活困窮者は、特に地域社会から孤立した状態にあ
34 る傾向が強いことや、地域共生社会の推進、円滑な住まいと居場所の確保等の観点
35 も踏まえると、生活困窮者の住まいの見守り支援等を行う地域居住支援事業の実施
36 を推進していくことも重要である。

- 1 ○ このため、まずは、従来の運用を見直し、シェルター事業の実施にかかわらず、
2 地域居住支援事業の実施を可能としていくことが必要である。あわせて、地域居住
3 支援事業の支援内容の一定の標準化や支援員の質の担保を行うため、例えば、標準
4 的に取り組むべき支援内容の明確化や専門職員の配置等を進めていくことが必要で
5 ある。
- 6 ○ さらに、生活困窮者には、住居があっても様々な要因により緊急一時的な居所確
7 保を必要とする場合や、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていな
8 い場合等が想定される。このため、これらの者に対して、相談機関等と連携した緊
9 急一時的な支援を行えるよう、現行のシェルター事業の対象とならない生活困窮者
10 に対しても、緊急一時的な居所確保の支援を行えるようにする方向で検討していく
11 必要がある。
- 12 ○ 生活困窮者一時生活支援事業については、これらの改善を図った上で、住まいの
13 リスクに対し、全国的な事業の実施を推進し、セーフティネットの整備が図られる
14 ようにしていく観点から、将来的には全国的な実施を目指しつつも、まずは、同事
15 業のうちのシェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方を実施すること
16 を努力義務化する方向で検討を進めていくことも考えられる。
- 17 ○ なお、努力義務等の制度化の検討に当たっては、そもそも、現時点で本事業を実
18 施していない自治体が多数存在している背景や理由等をさらに十分に把握等してい
19 くことが必要である。その上で、例えば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかつ
20 たり、社会資源が限られていたりするような小規模な自治体もあると考えられ、こ
21 のような自治体に対しては、広域連携による事業の実施に向けた支援を行うなどの
22 必要な環境整備について、並行して検討を進めていくことが必要である。
- 23 ○ 加えて、住宅の確保から日常生活の支援、そして地域における居場所の確保まで
24 の一連の支援を効果的に実施することができるよう、公営住宅やセーフティネット
25 登録住宅、居住支援法人等、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関
26 する法律（平成19年法律第112号）を始めとする各種住宅施策との連携も強化して
27 いく必要がある。

28 ② 生活困窮者住居確保給付金

29 （現状と課題）

- 30 ○ 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮した者が就労によって自立するた
31 め、まずは求職活動の基盤でもある居住の場を確保することにより、就職を容易に
32 することを目的として、家賃相当額を支給するものである。令和元年度に約4千件
33 であった支給決定件数は、令和2年度には約135,000件に急増し、新型コロナウイルス
34 感染症感染拡大により経済活動にも影響が及ぶ中、生活困窮者の生活の下支え
35 として大きな役割を果たした。

- 1 ○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済情勢の変動等を踏まえ、その支給
2 対象について、離職・廃業後2年以内の者に加え、新たに、休業等に伴う収入減少
3 等により住居を失うおそれが生じている方を加えて恒久的な措置を講じたほか、①
4 職業訓練受講給付金との併給を可能とする、②求職活動要件の緩和を認める、③休
5 業等に伴う収入減少等の場合にも3ヶ月再支給を行う、などの様々な特例措置を講
6 じた。
- 7 ○ また、現行の制度では、支給要件である収入の算定に当たり、定期的に支給され
8 る各種手当については、児童扶養手当・児童手当等の特定の用途・目的のために支
9 給されているものも含め一律収入に算定している。

10 (対応の方向性)

- 11 ○ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の経済活動への影響下において講じられてき
12 た特例措置等については、本来の制度目的との整合性やその効果等も踏まえつつ、
13 そのあり方について検討していくことが必要である。その際、例えば、職業訓練受
14 講給付金との併給や自治体の公的な無料職業紹介窓口への求職申込みの取扱いにつ
15 いては、円滑な就労への移行や自立を促進する観点から恒久化に向けて検討を進め
16 ていくことが必要である。そのほか、自営業者等である場合の公共職業安定所（ハ
17 ローワーク）への求職活動要件のあり方や、支給対象者の「離職・廃業後2年以内
18 の者」という要件、児童扶養手当等の特定の用途・目的のためになされる給付の収
19 入算定要件、再支給のあり方についても、引き続き検討を進めていくことが必要で
20 ある。

21 (2) 生活保護における居住支援等

22 ① 保護施設

23 (現状と課題)

- 24 ○ 救護施設を含めた保護施設は、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・
25 知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレ
26 ス等、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援の実践を担っている。
- 27 ○ 様々な課題を抱える入所者を計画的に支援するため、救護施設を始め保護施設に
28 においては、入所者に対する個別の支援計画を定めているところがある。また、支援
29 の質を高める観点から職員等への研修が行われているところがある。
- 30 さらに、支援に係る施設機能の強化のため、介護職員や看護師等の専門職を増員
31 する場合は施設事務費が加算される仕組みとなっている。
- 32 ○ 救護施設は、利用者の状態の違いによっては、他の施設と比較して入所期間が長
33 く、入所者の高齢化が進んでいる。また、入所者本人の日中活動も施設内に限られ
34 ることが多く、施設外での就労や求職活動の取組が少ない場合もあり、結果として、
35 現在の施設に継続入所する見込みが総じて高い状況にある。

1 ○ 救護施設等は、主に施設退所者を対象とした生活上の支援として通所事業を実施
2 する際に、地域で居宅生活を営む被保護者も支援することができる仕組みとなっ
3 ているが、対象者数は事業全体の定員の3割を超えない範囲にとどめることが条件と
4 になっている。

5 (対応の方向性)

6 ○ 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な
7 方については地域移行をさらに推進することが重要であり、施設の機能や目的に応
8 じて、福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ、計画的
9 な支援に取り組む環境を整える必要がある。このため、福祉事務所と情報共有を図
10 りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応する必
11 要がある。

12 あわせて、入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を図る観点から、例え
13 ば、施設における地域での就労等に向けた支援を促すことも考えられる。

14 ○ 地域共生社会の実現に向けて、救護施設等は、地域に居住する生活保護受給者等
15 に対する支援の一翼を担うことも期待されており、救護施設等の持つ多様な支援機
16 能の活用を図ることが適当である。このため、利用者が少数の場合でも通所事業を
17 使いやすくするとともに、通所事業の中で、施設退所者に加えて地域で居宅生活を
18 営む被保護者も支援する際の、定員の上限割合を緩和する方向で対応する必要があ
19 る。

20 ○ 救護施設等については、精神疾患や依存症等の対応が難しいケースへの支援を実
21 践している中、より専門性の高いスキルが求められており、救護施設職員等への研
22 修の実施等、支援の質を向上させる取組を充実させるべきである。

23 ② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援

24 (現状と課題)

25 ○ 無料低額宿泊所については、平成30年改正法で、いわゆる貧困ビジネス対策とし
26 て、事前届出制の導入、最低基準の導入、改善命令の創設等、法令上の規制を強化
27 した。無届の事業者に対しては、届出を勧奨するとともに、調査によって不当な行
28 為が発見された場合に事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対す
29 る規制を行うことが可能となっている。

30 ○ 一方で、届出義務自体に罰則はなく、無料低額宿泊所に該当していると考えられ
31 る事業者が届出義務を履行しない場合に取りうる措置は、通常、被保護者の受入停
32 止や、現に入居している被保護者への転居指導の実施等にとどまっている。

33 ○ 単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、必要な日常生活上の支援を提供す
34 る施設として、平成30年改正法で、日常生活支援住居施設を創設した。令和2年10
35 月の施行後、本年4月時点で施設数は120ヶ所まで増加した一方で、未設置の県も

1 あるなど、都道府県ごとの設置状況にはばらつきがある。また、新制度の導入に当
2 たって支援の質を確保する観点等から、令和3年度から国の委託事業として生活支
3 援提供責任者等への研修事業を実施している。

- 4 ○ 無料低額宿泊所入居者や生活困窮者の居宅移行等に向けた支援事業として、転居
5 先となる居宅の確保に向けた転居先候補の紹介や不動産業者への同行等の支援や、
6 契約手続に関する助言等の相談支援、居宅生活の定着に向けた定期巡回等による生
7 活状況や公共料金の支払状況の確認・助言等の支援を行うことを内容とする居住不
8 安定者等居宅生活移行支援事業を実施している。一方で、実施自治体数は34自治体
9 (令和3年度)にとどまっている。

10 (対応の方向性)

- 11 ○ 無料低額宿泊所について、利用者の保護や事業運営の更なる適正化のため、事業
12 者から都道府県等に対する届出が適切に行われ、事業の実施状況を確実に把握でき
13 るようにすることが必要である。こうした観点を踏まえ、無届の事業者に対する届
14 出義務の履行の確保を強化するため、有料老人ホーム等の例も参考としつつ届出義
15 務違反に罰則を創設するなどの対策を講じる方向で検討していくことが必要である。

- 16 ○ 日常生活支援住居施設については、制度施行後間もない状況を踏まえ、引き続き、
17 支援の質の向上や制度理解を促進する取組が重要であり、研修の機会を確保するべ
18 きである。その際、都道府県の役割について検討していく必要がある。

- 19 ○ 安定した住まいは、被保護者本人が日常生活や社会生活を営む上での基盤となる
20 ものであることから、より多くの被保護者が、地域での居宅移行等に向けた継続的
21 な支援を受けられるようにする必要がある。また、支援に関する地域の社会資源の
22 有効な活用等の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を検討する必要がある。
23 このため、地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を行う事業について、より
24 多くの被保護者が支援を受けられるようにするなどの観点から、任意事業として新
25 たに法定化するとともに、当該事業に代えて、生活困窮者一時生活支援事業の地域
26 居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくこと
27 が必要である。

28 なお、その際は、保護の実施機関が公的責任に基づき被保護世帯の自立を一貫し
29 て支援することができるよう、ケースワーカーによる事業の対象となる者の選定、
30 利用期間中のフォローアップや評価等、保護の実施機関の関与が担保されるように
31 することが重要であり、その方策や運用上の留意等を含めて、制度化に向けてさら
32 に検討を進めていく必要がある。

- 33 ○ あわせて、生活困窮者一時生活支援事業（シェルター事業）については、事業利
34 用していた生活困窮者が、保護の受給を開始し居住場所を確保するまでは、事業を
35 継続して利用することができることについて改めて明確化していくことが必要であ
36 る。その際、関係機関の役割分担についても整理していくことが必要である。

1 6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助

2 (1) 被保護者健康管理支援事業

3 (現状と課題)

- 4 ○ 被保護者健康管理支援事業については、令和3年1月の事業の施行から1年以上
5 が経過し、9割以上の福祉事務所では何らかの取組を実施している。一方、福祉事
6 務所における保健医療専門職の在籍状況は様々であり、取組に関しても自治体間で
7 濃淡が見られる。また、庁内の関係部局との連携状況は、保健部局とは進みつつあ
8 るが、その他の部局との連携は低調である。
- 9 ○ 被保護者健康管理支援事業を効果的・効率的に進めるためには、医療・健康情報
10 等の活用とPDCAサイクルに沿った事業展開が重要となるが、データ分析や事業
11 評価等において課題を抱えている福祉事務所が多い。
- 12 ○ 被保護者健康管理支援事業の対象者には、精神疾患や孤独・孤立等の社会生活面
13 での課題を有する方も含まれる。また、生活保護世帯の子どもについても健康面
14 での課題がみられる。

15 (対応の方向性)

- 16 ○ 被保護者健康管理支援事業は、施行されて間もないことから、まずは、着実な実
17 施を図るため、各地域の実情に応じて、効果的・効率的な実施体制を構築すること
18 が重要である。その際、ケースワーカーのみで支援を行うのではなく、他制度や関
19 係機関との連携や協働も進めていくことが必要である。
- 20 ○ PDCAサイクルに沿った事業展開とするためには、事業の評価指標・目標を設
21 定したり、各種データを効率的に収集・活用したりするなど、EBPMの観点から
22 の事業の推進を図っていくことが重要である。
- 23 このため、データ分析や事業評価の局面でも、保健医療分野の専門的人材の確保
24 が重要であるが、それが困難である場合であっても、保健部局との具体的な連携強
25 化を図るとともに、保険者として保健事業等に取り組む国民健康保険部局等との連
26 携も推進していくことが必要である。
- 27 その上で、福祉事務所でのデータに基づく取組を一層推進するために、都道府県
28 が、管内福祉事務所の実施状況を踏まえて、後方支援（データ分析支援、評価支援
29 等）を行う方向で対応する必要がある。
- 30 ○ また、事業の対象者に、精神疾患や孤独・孤立等の社会生活面での課題を有する
31 方も含まれること等を踏まえると、被保護者自身の健康意識や自尊感情の改善が図
32 られるよう、周辺施策を含めた社会生活面のアプローチを強化することが重要であ
33 る。このため、専門職による相談支援や居場所づくりも含む社会生活面に着目した
34 支援も進めていくなど、事業の機能強化を図る方向で対応していくことが必要であ
35 る。

- 1 ○ また、生活保護世帯の子どもに対する健康管理支援についても、子どもの学習・
2 生活支援事業等既存の子どもを対象とした取組等との連携により健康課題を把握し
3 た上で医療機関の受診勧奨等を実施するなど、親も含めた世帯全体の支援の観点も
4 含め、関係施策と連携しながら、健康増進に係る普及啓発、相談支援、受診勧奨等
5 の取組を推進していく必要がある。

6 (2) 医療扶助の適正化

7 (現状と課題)

- 8 ○ 医療扶助の適正化の取組の一つである頻回受診対策については、福祉事務所が受
9 診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・嘱託医協議により、頻回受診と
10 認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の
11 割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。
- 12 ○ 一方、頻回受診指導を受けても未改善の者が約半数おり、特に精神疾患や認知症
13 等の影響から指示事項の理解が難しい場合や、頻回受診が社会的孤立や精神的不安
14 に起因する場合は、取組の効果が出にくい。また、レセプトから指導対象者を抽出
15 するため、受診から実際の指導までに2ヶ月程度のタイムラグが生じている。
- 16 ○ 医薬品の利用の適正化に着目した取組については、向精神薬の重複投薬の適正化
17 や、薬局と連携した薬学的管理・指導の強化を実施してきているが、重複投薬及び
18 多剤投薬等に特化したレセプト点検や、薬局と連携した薬学的管理・指導の強化の
19 実施は低調にとどまっている。
- 20 ○ 精神障害者等の長期入院への対応としては、福祉事務所が長期入院患者の実態把
21 握を行い、嘱託医による書面検討・主治医への意見聴取により入院の必要がないと
22 された者への適切な退院指導等を行うことで、退院促進の措置が未対応の患者数は
23 減少傾向にある。

24 (対応の方向性)

- 25 ○ 頻回受診未改善者について、実効性のある取組が必要である。この点に関し、頻
26 回受診の背景には、孤独や医師への依存等もあり、従来の頻回受診指導の仕組みで
27 は効果が得られにくいといった課題等も踏まえて、頻回受診未改善者を被保護者健
28 康管理支援事業による保健指導・生活支援の対象に位置づけ、医療機関以外の多様
29 な居場所につなぐことも含めて、頻回受診指導から健康管理支援への切れ目のない
30 対応を行っていく必要がある。
- 31 また、オンライン資格確認で把握できる資格確認の実績（ログ情報）を活用して、
32 受診行動が習慣化してしまう前に、早期からのアプローチを行っていくことが必要
33 である。
- 34 ○ 重複投薬及び多剤投薬については、患者の薬物有害事象のリスク増加等につな
35 がるおそれがあるため、福祉事務所において、被保護者の医薬品の適正利用を推進し

1 ていくとともに、被保護者のQOLの維持・向上を図っていく必要がある。このた
2 め、重複・多剤服薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組について、福祉事務所
3 が、医師・薬剤師等の医療関係者と連携の上、健康増進の観点と医療扶助の適正実
4 施の観点から推進していく必要がある。

5 ○ 精神障害者等の長期入院患者の退院促進については、実効性を確保する観点から、
6 引き続き、精神保健福祉部局や居住支援関連機関、保護施設との連携等、退院や地
7 域移行に向けた継続的な支援体制の構築に努めていくべきである。

8 (3) 医療扶助に関する都道府県等の関与

9 (現状と課題)

10 ○ 医療扶助に関する都道府県による市町村への支援としては、生活保護法（昭和 25
11 年法律第 144 号）において、必要な助言その他の援助を行うことができることとな
12 っているが、現在、都道府県から市町村に対する広域的な観点からの支援はあまり
13 行われていない。

14 ○ 医療扶助運営要領（通知）では、都道府県、指定都市及び中核市（福祉事務所設置
15 町村を含む。以下6（3）において「都道府県等」という。）には、医療扶助の決定・
16 実施等に係る医学的判断等に関する諮問機関として、医療関係者等で構成する医療
17 扶助審議会の設置を推奨しているが、現状、医療扶助審議会が設置・運用されてい
18 る都道府県等は少ない。

19 ○ 都道府県等による医療機関への関与については、都道府県等では、主に指導によ
20 り適正な医療の提供等を求めている。指導を行う対象医療機関の選定は、関係機関
21 等からの情報提供に加え、例えば、請求全体に占める被保護者に関する請求割合が
22 高い、被保護者以外と比較して被保護者の1件当たり平均請求点数が高いなど、レ
23 セプトの分析結果から得られる特徴を総合的に勘案するなどといった方法により行
24 うこととしているが、必ずしも医療扶助の適正な実施に係る効果的な指導の実施が
25 できていない。

26 ○ 被保護者は、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の対象となっておらず、被
27 保護者に対する生活保護独自の制度として、福祉事務所が、医療扶助や被保護者健
28 康管理支援事業に取り組んでいる。

29 (対応の方向性)

30 ○ 医療扶助における都道府県のガバナンス強化を図るため、都道府県が広域的な観
31 点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言そ
32 の他の援助を行えるようにしていくことが必要である。

33 ○ このため、都道府県の医療に係る専門的知識をバックアップし、市町村への支援
34 を強化する体制整備が必要である。具体的には、現行の医療扶助審議会の機能や構

1 成員を見直し、都道府県の医学的な専門知識を補い、広域的な観点から管内市町村
2 に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置する方向で
3 検討していくことが必要である。なお、新たな会議体の具体的な役割や審議事項等
4 については、引き続き検討が必要である。

5 ○ また、国としても、市町村における医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の取
6 組の評価に対して、国による参酌標準としての数値目標の設定も含め、標準化され
7 た指標づくり等に取り組む必要がある。

8 ○ また、都道府県等の医療機関への関与についても、より効果的に指導が実施でき
9 るよう、専門性を有する関係者の意見も踏まえつつ、指導対象となる医療機関につ
10 いて、頻回受診者が多いこと等も考慮して選定するようにしていくことが必要であ
11 る。また、医療扶助の適正な実施の観点から、対象医療機関への指導結果の内容等
12 から留意すべき点を整理し、管内医療機関に対する周知を進めていくことも必要で
13 ある。

14 ○ 被保護者の国民健康保険等への加入については、国民健康保険等における他の被
15 保険者の保険料負担や保険財政に与える影響が大きいことや、これまでの福祉事務
16 所における頻回受診対策等の取組で一定の成果が出ていること等を踏まえ、まずは、
17 被保護者健康管理支援事業の取組強化や都道府県による市町村への支援等を強化す
18 ることが必要である。一方で、都道府県のガバナンスが医療扶助にも及ぶことに繋
19 がるため、引き続き検討が必要との意見があった。

20 7. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

21 (現状と課題)

22 ○ 生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして
23 制度化され、両制度は、目的や対象者、事務の性質が異なる法体系となっており、
24 制度ごとに支援の実施体制が構築されている。

25 ○ 生活保護制度は、最低生活保障としての保護費の支給と、自立の助長に即した相
26 談援助・自立支援を一体的に実施するため、福祉事務所のケースワーカーが被保護
27 者が必要とする各種支援の利用に向けたコーディネーターとしての役割を担ってい
28 る一方、生活困窮者自立支援制度は、制度の理念に基づく生活困窮者の支援に関す
29 る同様の機能は、自立相談支援機関が担っている。

30 ○ 一方で、両制度による支援は、自立の概念や本人の自立に向けた支援といった共
31 通の基盤を有していると考えられる。また、自立に向けた生活全般の支援事業に関
32 しては、就労準備支援や家計改善支援、地域居住支援について概ね同様の支援事業
33 が設けられているほか、子どもの学習・生活支援事業は、両制度の対象世帯の子ど
34 もを対象としている。

- 1 ○ 平成30年改正法では、本人への切れ目のない一体的な支援を行う観点から、両制
2 度を連続的に機能させていくための連携がより実効的なものとなるよう、両法に条
3 文を新設し、元々通知で示されていた両制度の連携に関する基本的な考え方を、法
4 律上も明確化している。
- 5 ○ その後、自立相談支援機関と福祉事務所との間では、日常的な意見・情報交換等
6 の連携は図られつつある。要保護者となるおそれが高い者として、生活困窮者自立
7 支援制度から生活保護につないだ件数は年間約15,000件であるほか、生活保護を廃
8 止後に生活困窮者自立支援制度へ移行したケースがある自治体は約3割、当該一自
9 治体あたりの年間平均ケース数は4.7件であった。
- 10 ○ 連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」「個
11 別支援ケースの共有」「顔の見える関係の構築」を挙げる自治体が多く、次いで就労
12 準備支援及び家計改善支援の両事業の一体的実施が挙げられている。ただし、生活
13 困窮者向け事業と被保護者向け事業の両方の事業を実施している自治体については、
14 大半が事業を一体的に実施している。
- 15 ○ 両制度の連携上の課題として、例えば、生活困窮者就労準備支援事業等を利用す
16 る者が生活保護制度に移行したものの、被保護者向けの事業の実施主体が異なる場
17 合があり、連続的な支援が困難となることがある。
- 18 また、小規模自治体等では、例えば、生活困窮者の数と被保護者の数を合わせれば
19 一定の支援ニーズがあるにもかかわらず、事業が分立することにより、支援対象
20 者の数が少ないことを理由に事業が実施されないなど、支援に関する地域の社会資
21 源が有効に活用されにくくなっている。
- 22 ○ さらに、自立相談支援機関の支援を受ける者が生活保護制度に移行した場合、支
23 援者が自立相談支援機関の担当者からケースワーカーに変更となるため、うまく支
24 援が繋がらず、支援の円滑な引継ぎや継続性の確保に支障が生じる場合がある。

25 (対応の方向性)

- 26 ○ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との間で、両制度それぞれの蓄積や強みを
27 を踏まえた区分を認めつつも、自立に向けた支援やつながりが途切れることがない
28 よう、両制度の一体的な支援・連携強化（いわゆる「重なり合う支援」）をできる限
29 り進めていく必要がある。
- 30 例えば、より多くの者が支援を受けられるようにするとともに、制度をまたいだ
31 支援の継続性・一貫性の確保や、支援に関する地域の社会資源の有効な活用の観点
32 から、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、より一
33 層の連携促進を検討していくことが必要である。
- 34 このため、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域移行に向
35 けた居住支援事業について、任意事業として法定化するとともに、必要な体制を確
36 保したうえで、これらの事業の実施に代えて、生活困窮者向けの就労準備支援事業、
37 家計改善支援事業、地域居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向

1 で検討していくことが必要である。

2 ○ その際、両制度の一体的な支援・連携強化を図った後も、生活保護のケースワー
3 ク業務の公的責任に基づくケースワーカーによる各種支援の利用に向けたコーディネ
4 ネットや、生活困窮者自立支援制度の理念に基づく支援が引き続き実施されるよう
5 留意する必要がある。

6 具体的には、保護の実施機関が被保護世帯の自立を一貫して支援することができる
7 よう、ケースワーカーによる事業の対象となる者の選定、利用期間中のフォロー
8 アップや評価等、保護の実施機関の関与が担保されるようにすることが重要であり、
9 その方策や運用上の留意点等を含めて、制度化に向けて、さらに検討を進めていく
10 ことが必要である。

11 ○ また、制度をまたいで支援が行われる場合でも、支援が途切れることなく、支援
12 担当者同士で円滑な引継ぎが行われるようにしていくことが必要である。さらに、
13 両制度の一体的な支援・連携強化を図るためには、本人の「自立」を支援するとい
14 う共通の理念の下、事業の委託先を含めた両制度の関係者同士で顔の見える関係を
15 構築していくことが重要である。このため、研修等により相互理解を深めた上で支
16 援が実施されることが必要である。

17 ○ 両制度のいわゆる「重なり合う支援」の内容については、こうした取組等を進め
18 つつ、引き続き検討を深めていくことが必要である。

19 8. 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等

20 (現状と課題)

21 ○ 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態に
22 ある者に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題が
23 より複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものである。そのため、「本人の尊厳
24 を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念の下、
25 生活全般にわたる包括的な支援が行われてきた。

26 ○ 「包括的かつ早期の支援」については、自立相談支援事業を中核として、様々な
27 他制度と連携することで、生活困窮者本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施
28 してきた。平成 29 年の社会福祉法改正では、こうした生活困窮者自立支援制度の考
29 え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて、各市町村における「包括的な
30 支援体制の整備」が求められるとともに、令和 2 年の同法改正では、「地域共生社会
31 の実現」が共通の目的として掲げられ、包括的支援体制を構築するための一つの施
32 策として「重層的支援体制整備事業」が創設された。この他にも、近年、「自殺対策」
33 「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に
34 着目した重点的な支援策が取りまとめられてきた。

35 ○ 「生活困窮者支援を通じた地域づくり」については、生活困窮者が地域で孤立す

ることなく、「支える」側に立つこともできるよう、各地で実践が図られてきた。令和4年度からは、生活困窮者等と地域のつながりを確保するため、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を実施している。

（対応の方向性）

- 生活困窮者自立支援制度における、多様で複合的な生活困窮者の課題について広く受け止める包括的な支援の実践は、地域共生社会の実現や重層的支援体制整備事業の重要な基盤となり得るものであり、これらの取組とより一層の連携を進めていく必要がある。また、子育て施策や特定の属性・状況に着目した近年の支援策について、自立相談支援機関等が各種支援策の状況をリアルタイムで把握し、自治体の児童福祉所管部局や民生委員・児童委員等のそれぞれの関係機関等にも生活困窮者自立支援制度を周知することで、相互の支援や適切なつなぎに活用していく必要がある。
- あわせて、地域共生社会の実現に向け、属性・世代にとらわれない、他分野の支援機関や地域住民等との協働をさらに進めた地域づくりが重要であることから、生活困窮者の孤独・孤立の予防、健康づくりにも資するよう、その地域における居場所づくりや社会参加を支援していく必要がある。

9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

(1) 生活困窮者自立支援制度における自治体支援及び人材育成

① 都道府県や中間支援組織等による自治体支援

（現状と課題）

- 平成30年改正法で市等の職員に対する研修等の事業を行うことが都道府県の努力義務とされた。これを受け、都道府県は、「都道府県における市町村支援事業」により、①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施、②市町村が各種事業を効果的・効率的に実施するための体制整備への支援、③相談員同士が市域を超えて困難事例に関する意見交換やケース検討等を行う場の構築等の市町村支援を行っている。
- これらの市町村支援のうち、多くの都道府県で「都道府県研修の開催」や「任意事業実施促進の働きかけ」が行われている一方で、支援員に向けた支援である「スーパーバイズ」や「他職種も含めたネットワークづくり」は実施率が低調となっている。
- 国においても、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県をサポートしたり、市町村に直接ノウハウの伝達・助言等を行ったりするため、都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応に関する助言（自治体・支援員向けのコンサルティング）を行っている。

1 ○ さらに、一部の地域においては、民間組織等を中心とした支援者ネットワーク（い
2 わゆる中間支援組織）が構築され、支援員同士の情報共有や、ノウハウ支援、支援
3 員向けのスーパーバイズ等の幅広い活動が行われている。

4 ○ また、平成 30 年改正法において、福祉事務所を設置していない町村を対象に、生
5 活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施するための事業を創設し
6 たが、支援員の確保や、人材育成等が課題となり、この事業を活用して専任の支援
7 員を配置している町村数は令和 3 年度に 880 町村中 40 町村にとどまっている。

8 （対応の方向性）

9 ○ 人が人を支える生活困窮者自立支援制度において、各種事業を担う支援員は、生
10 活困窮者自立支援法の理念に基づく支援を支える重要な基盤であることから、支援
11 員の質の向上はもとより、バーンアウトを防ぐことが重要である。そのため、国の
12 自治体コンサルティングや都道府県による支援の実施とともに、支援員同士や関連
13 施策の支援員等とのネットワークの構築を推進すること等により、支援員に向けた
14 支援を強化することについて、引き続き検討する必要がある。

15 ○ また、福祉事務所未設置町村においては、相談窓口へのアクセスを容易にする観
16 点から、引き続き一次的な相談窓口への設置等の窓口機能の充実を推進していくこ
17 とが必要である。

18 ② 人材養成研修

19 （現状と課題）

20 ○ 現行の人材養成研修は、主に自立相談支援事業の初任者を対象に、国による研修
21 （前期研修）と都道府県による研修（後期研修）を実施し、国研修・都道府県研修の
22 受講後に都道府県から修了証が発行される。都道府県研修の細かな内容は都道府県
23 の裁量に委ねられており、また、ブロック別研修（国事業）による代替も可能とし
24 ている。このほか、国においては、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事
25 者に対する研修、都道府県研修の企画立案を行う都道府県職員向けの研修、孤独・
26 孤立等の社会問題への対応を学ぶ個別テーマに関する研修、生活困窮者自立支援制
27 度の体制整備に向けた自治体担当者研修を実施している。

28 ○ 平成 30 年改正法で市等の職員に対する研修等の事業を行うことが都道府県の努
29 力義務とされたことを受け、令和 2 年度から人材養成研修の一部を都道府県に移管
30 したところであるが、令和 3 年度に修了証発行要件に関わる都道府県研修を実施し
31 た都道府県は約 6 割にとどまっている。

32 （対応の方向性）

33 ○ 都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備すること等により、都道府県研修の
34 実施をより一層推進するため、例えば、国において標準的な研修内容や教材等を周
35 知するなど、都道府県研修の実施をさらに推進する方向で対応する必要がある。一

1 方で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国が責任をもって実
2 施すべきといった意見もあることから、当面の間は、法の理念や支援に当たっての
3 基本的な姿勢等制度の基盤となる内容については国研修が担い、都道府県研修では
4 支援員同士のネットワークの構築にも資するグループディスカッション等の参加型
5 の研修を実施するなど、人材養成研修における国と都道府県の役割分担についても
6 整理が必要である。

- 7 ○ また、支援を担う人材の質を向上させるため、現在行われていない、現任者を対
8 象とするステップアップ研修や、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業
9 の従事者を対象とする研修を新たに設ける方向で対応する必要がある。さらに、自
10 殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげるなどの適切な対
11 応を図ることができるようにするためのゲートキーパー研修との連携等、個別テー
12 マの研修についても充実していく必要がある。

13 (2) 生活保護における都道府県等の役割等

14 ① 都道府県等の役割

15 (現状と課題)

- 16 ○ 生活保護制度上、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部で保護の実施
17 機関として自ら保護の実施に当たるほか、医療機関の指定・指導等や、各種研修の
18 実施等、様々な役割を担っている。
- 19 ○ 平成30年改正法では、都道府県が、域内の市町村に対して、保護に関する事務の
20 適正な実施や事業の効果的かつ効率的な実施のために、必要な助言等の援助を行う
21 ことができる旨の規定を創設した。
- 22 加えて、平成30年度からは、予算事業として、都道府県が管内福祉事務所に対し
23 て、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成に取り組む
24 「都道府県等による生活保護業務支援事業」を創設した。

25 (対応の方向性)

- 26 ○ 都道府県による市町村に対する援助のあり方等については、特に医療扶助・健康
27 管理支援の分野での取組を深めていく必要がある。その他の分野についても、保護
28 の実施責任の調整や、福祉事務所未設置町村との関係も含め、引き続き検討する必
29 要がある。

30 ② 人材養成研修

31 (現状と課題)

- 32 ○ 職員の業務遂行能力を高めるため、多くの福祉事務所が、都道府県（市）本庁が
33 実施する新任職員・現任職員向け研修会や、厚生労働省の生活保護担当ケースワー
34 ーカー全国研修会を活用している。また、査察指導員やケースワーカーの各種研修へ

1 の参加状況をみると、都道府県（市）本庁が行う研修会や福祉事務所内での研修会
2 への参加率が高い。

3 ○ ケースワーカーの育成に関し、福祉事務所では、他法他施策も含む知識習得や、
4 援助の原則（寄り添い、受容・傾聴、信頼関係づくり、権利尊重）、業務への取り組
5 み方（報告・連絡・相談（いわゆる「ほうれんそう」）、相談しやすい組織、情報共
6 有、指導体制）等が重視されている一方で、業務が忙しく育成する時間がないなど
7 の課題を抱えている。

8 ○ こうした点を踏まえ、これまで、厚生労働省では、都道府県や福祉事務所での研
9 修に資するよう、相談援助に関する基本的考え方と技術を中心とした新任ケースワ
10 ーカー向けの研修素材等を作成してきた。

11 （対応の方向性）

12 ○ ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるた
13 めには、研修素材を国が提供するなど研修等の効果的・効率的な実施を図る必要が
14 ある。同様に、救護施設等保護施設や、日常生活支援住居施設でも、支援の質の向
15 上が必要である。

16 また、生活困窮者自立支援制度との連携強化を図る観点から、研修等の実施によ
17 り、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが重要である。

18 （3）居住地特例

19 （現状と課題）

20 ○ 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実
21 態を把握し、必要な助言指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要がある
22 ことから、被保護者の居住地又は現在地を所管する福祉事務所が保護の責任を負う
23 のが原則である。

24 ○ 一方、被保護者が、保護施設や特別養護老人ホーム等の日常生活上の世話や生活
25 指導を受ける施設に入所する場合は、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集
26 中しないよう、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を
27 負うという居住地特例を講じている。

28 ○ 平成30年改正法では、介護保険の住所地特例にならい、有料老人ホームや軽費老
29 人ホームを新たに居住地特例の対象施設に追加するよう、制度を見直した。

30 一方、これまで居住地特例の対象となっていた施設は、日常生活上の世話や生活
31 指導を受ける施設に限られていたことを踏まえ、具体的な範囲としては、有料老人
32 ホームや軽費老人ホームのうち、自ら日常生活上の支援サービスを実施する、すな
33 わち特定施設入居者生活介護を行う場合に限定することとした。

34 ○ このため、有料老人ホームや軽費老人ホームに入所する場合の生活保護の居住地

1 特例の対象となる施設の範囲は、介護保険の住所地特例の対象となる範囲とは異なる
2 状況が続いている。

3 (対応の方向性)

4 ○ 居住地特例の対象について、地域の公平な負担の観点、実務を行う上での分かり
5 やすさの観点を踏まえると、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせ
6 て、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大する方向で検討する必要がある。その際、
7 入所施設の介護支援専門員等との連携を図ることが重要である。

8 (4) 生活保護の効果的・効率的実施

9 (現状と課題)

10 ○ ケースワーカー数はここ10年で約4千人増加し、1人当たり担当世帯数は減少し
11 ている。一方で、市部におけるケースワーカーの配置標準数である、1人当たり80
12 世帯を超える状態は継続しており、また、経験年数3年未満のケースワーカーは全
13 体の6割に上っている。

14 ○ 現状、生活保護世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える場合
15 も多い。このため、多くのケースワーカーが、援助方針の策定を含む具体的な相談
16 援助の局面を中心に、様々な負担や困難さを抱えている状況にある。特に、他法他
17 施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得られていないという課
18 題を感じているケースワーカーも多い。

19 ○ ケースワークの質の向上と負担軽減を両立させる観点から、また、福祉事務所と
20 して、業務負担を軽減し、本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやす
21 くするため、各自治体においては、嘱託職員等の雇用による業務分担やICT等の
22 機器を活用した事務処理等、各種の取組や工夫を行っている。こうした取組に対し、
23 国としても、雇い上げ経費の補助やデジタル化の試行的取組の補助等の必要な支援
24 を実施している。

25 ○ 政府全体でマイナンバー情報連携が進む中で、当該連携による情報照会を生活保
26 護申請時や収入認定時に利用することで事務の省力化が期待できることから、これ
27 まで、厚生労働省から自治体に対しては、情報連携を行うことによる業務上の利点
28 等を示した通知を発出し、取組を促してきた。

29 その一方で、福祉事務所の中には、必要なシステム改修を行ったにもかかわらず、
30 情報連携自体の理解が不十分であること等を理由に、情報照会を全く実施していな
31 いところが存在するなど、自治体によって習熟や活用の度合いに違いが生じている
32 状況にあり、会計検査院からも改善を求める指摘（令和4年10月）を受けている。

33 (対応の方向性)

34 ○ 関係機関と連携しながら計画的に支援に取り組むための仕組みづくりとして、現
35 在当部会で検討している事項（被保護者の援助に関する計画の作成、関係機関との

1 間で支援の調整や情報共有を行うための新たな会議体の設置)は、ケースワークに
2 必要な専門的知識を外部から取り入れ、支援に活用することにより、支援の質を高
3 めることができるとともに、結果としてケースワーカーの業務負担の軽減につな
4 ぎ、生活保護の効果的・効率的実施にも資する面があると考えられる。

- 5 ○ 同様の観点から、「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関す
6 る調査研究」(令和3年度社会福祉推進事業)を踏まえ、当部会での議論も経た上で、
7 ケースワーカーの家庭訪問に関する取扱いを見直す旨の通知を本年7月に発出した。

8 これにより、訪問計画上の3回目以上の家庭訪問としてみなすことができる場合
9 の範囲が広がり、被保護者就労支援事業等への被保護者からの参加状況の報告及び
10 関係機関等との情報共有や、支援関係者が参集する会議体にケースワーカーが参加
11 する場合のその場での情報共有により必要な状況確認ができる場合も、家庭訪問と
12 してみなすことが可能となった。

- 13 ○ 福祉事務所の人員体制に関しては、令和4年度の普通交付税の算定上、市町村の
14 標準団体当たりケースワーカー1人の増員が措置されたところであり、地域の実情
15 に応じたケースワーカーや査察指導員の必要な増配置の周知等も通じて、業務体制
16 の更なる充実を自治体に促していくことが必要である。

- 17 ○ マイナンバー情報連携等、ICT等を活用した事務負担軽減策を進める必要があ
18 る。具体的には、マイナンバー情報連携がより積極的に活用されるよう、これまで
19 厚生労働省が発出した通知等の内容を分かりやすく整理した上で、福祉事務所に対
20 して改めて周知を図るとともに、域内の自治体での情報照会の実施状況の把握や、
21 情報照会に関する研修を実施するなどの支援を行うよう、都道府県に対して改めて
22 周知を図っていくことが必要である。

23 (5) 生活保護の不正受給対策

24 (現状と課題)

- 25 ○ これまで、生活保護の不正受給対策として、福祉事務所の調査権限の拡大や不正
26 受給に係る返還金の上乗せ、不正受給に係る返還金や資力がある場合の返還金の保
27 護費との調整等、各種の制度見直しを講じてきた。また運用上も、不正受給の未然
28 防止・早期発見に向け、年金加入状況の把握や課税調査の徹底を図ってきた。
29 これらの取組も背景に、不正受給の件数及び金額は近年減少傾向にある。

- 30 ○ 不正受給の内容の多くは、稼働収入の無申告や過少申告が占める。一方で、悪質
31 性の高い事案の類型の一つとして、複数の福祉事務所で保護を受給する不正行為が
32 見られる。こうした事例があると回答した自治体(県・指定都市・中核市)は約4割
33 以上。

- 34 ○ こうした複数の福祉事務所で保護を受給する不正事案の発生を未然に防止するた
35 め、約8割の自治体(県・指定都市・中核市)で、住民票の所在地が実際の居住地と

1 は異なる場合に、住民票所在地の自治体に保護受給の有無の確認を行うなど、各自
2 治体においても取組がなされているが、自治体によって、取組の度合いには違いが
3 あると考えられる。

4 ○ なお、不正受給に関しては、未然防止・早期発見のための対策とあわせて、不正
5 受給に関する偏見を是正する必要があることにも留意が必要であるとの意見があっ
6 た。

7 (対応の方向性)

8 ○ 制度の信頼性を確保する観点から、複数の福祉事務所で保護を受給する不正事案
9 の発生を未然に防止するため、業務の負担にも留意しつつ、住民票上の住所地と異
10 なる自治体で保護申請があった場合、状況に応じて住民票所在自治体に保護受給確
11 認をする方向で対応するといった対応を講じていく必要がある。

12 ○ マイナンバー情報連携等、I C T等の活用は、生活保護の効果的・効率的実施の
13 みならず、生活保護費の不正受給の未然防止・早期発見を図る観点からも重要であ
14 り、前述のとおり、マイナンバー情報連携がより積極的に活用されるよう、福祉事
15 務所等に対して改めて周知を行っていくことが必要である。